

第12回千葉市情報公開・個人情報保護審議会議事録

1 日 時：平成25年7月19日(金) 午前10時～午後0時

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター8階 会議室「海鷗」

3 出席者：

(1) 委員

稲垣総一郎会長、鶴澤富士夫委員、岡村裕之委員、木村琢磨委員、
國松憲子委員、清水佳寿子委員、多賀谷一照委員

(2) 事務局

平賀総務局長、小早川総務部長、高田政策法務課市政情報室長、
田中政策法務課主査、永野政策法務課主任主事、大槻政策法務課主任主事

(3) 実施機関

(総務局危機管理課)

大麻危機管理監、石川危機管理課長、田中危機管理課主査、
中村危機管理課主任主事

(介護保険課・高齢施設課・障害企画課)

白井高齢障害部長、須田介護保険課長、渡辺高齢施設課係長、大岸介護保険課係長、
薄田障害企画課主査、藤代介護保険課主事

4 議 事：

(1) 千葉市個人情報保護条例第10条第3項の規定に基づく諮問

(千葉市で管理している指定居宅サービス事業者等に関する個人情報を、千葉県と
電子計算機の結合を行い提供することについて)

(2) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問

(仮称・避難行動要支援者名簿に関する条例について)

5 報 告：

平成24年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

6 その他：

7 会議経過：

(高田政策法務課市政情報室長) 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、本日は大変ご多用な中、また、お暑い中御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

私、本日の進行を務めさせていただきます、政策法務課市政情報室長の高田でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本審議会でございますけれども、昨年の7月の開催以来、1年ぶりの開催でございます。その間、事務局職員にも異動がございましたので、議事に入ります前に、事務局職員を紹介させていただきます。

初めに、平賀総務局長でございます。

小早川総務部長でございます。

政策法務課市政情報室、田中主査でございます。

同じく永野主任主事でございます。

同じく大槻主任主事でございます。

それでは、ここで、平賀総務局長より御挨拶申し上げます。

(平賀総務局長) 改めまして、平賀でございます。おはようございます。本日は大変お忙しい中を皆様方にお集まりをいただきました。先ほど司会からありましたように大変暑くて、記録的に梅雨明けが早かった。その後、この猛暑でございます。皆様方にはまずもって、本日お集まりいただきましたことを御礼申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

おかげさまで、本審議会、平成17年に開設して以来、毎年開催をしております。今回が12回目を数えることになりました。この間、各委員の皆様方からは大変貴重な御意見、御指導をいただきまして、千葉市におきます情報公開・個人情報保護に関する各施策、確実に進歩・進化したところがございます。私どもも感謝をするばかりでございます。改めまして、皆様方の御尽力に感謝申し上げます。ありがとうございます。

本日は2件の審査をお願いする予定でございまして、後ほど詳しくご説明させていただきますが、1件目は、本市が管理しております介護保険に関する指定居宅サービスの事業者等に関します個人情報につきまして、事務事業の効率化、また適正な執行を目指しまして、千葉県との間で電子計算機の結合を行い、提供するというものに関するものでございます。

また、もう一点は、避難行動のための支援者名簿に関する条例の制定について、本市は、現在、検討中でございます。これは災害時に自力で避難することは困難な高齢者等につきまして、本市が名簿を作成いたしまして、日ごろから支援を行うという意思表示をした自治会や自主防災組織等に名簿の提供をするための条例を策定しようというもので、これに関することでございます。

いずれも、個人情報の保護に関しまして大変重要な事柄ばかりでございます。委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見・御指導を賜りますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたしますします。

(高田政策法務市政情報室長) それでは、これからの議事につきましては、稲垣会長さん、よろしくお願いいたしますします。

議事(1) 千葉市個人情報保護条例第10条第3項の規定に基づく諮問

(稲垣会長) それでは、ただいまから第12回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

なお、出席委員でございますが、中曽根委員と小川委員、横山委員からは本日欠席する旨の御連絡を受けております。委員10名のうち7名の方に出席いただいておりますので、定足数を満たしております、会議は成立しております。

本日の会議は、事前に委員の皆さんに御案内しておりますとおり、公開の会議として開催しております。

傍聴人はいないんですね。

(高田政策法務市政情報室長) はい。

(稲垣会長) お手元の会議次第に従いまして、議事に入りたいと存じます。

議事1、千葉市個人情報保護条例第10条第3項の規定に基づく諮問を議題といたします。

事務局と実施機関から説明をお願いします。

(田中政策法務課主査) それでは、まず事務局から、諮問の趣旨につきまして御説明申し上げます。

お手元の、個人情報保護条例の手引その1(逐条解説編)という冊子の青色の附箋がしてあるページをお開きください。

66ページでございます。こちらは、個人情報保護条例第10条第3項、通信回線による電子計算機の結合の制限に関する規定でございます。

読み上げさせていただきますと、「実施機関は、実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供するため、通信回線による電子計算機の結合(実施機関の保有する個人情報を、実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る)を行うときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。」とございます。

本件は、介護支援専門員などの個人情報を提供するため、千葉県との間で通信回線による電子計算機の結合を行うことについて、審議会に諮問し、必要に応じ意見を頂戴したいというものでございます。

それでは、諮問の内容につきまして、実施機関のほうで説明をお願いいたします。

(白井高齢障害部長) おはようございます。高齢障害部長の白井でございます。よろしくをお願いいたします。座って説明させていただきます。

資料1の諮問書をご覧ください。

今回御審議いただく案件は、介護報酬の不正請求防止などを図るため、千葉市で管理しております介護サービス事業者等に関する個人情報を通信回線によって千葉県と共有している電子計算機サーバーに結合するものでございまして、この件につきまして、審議会から御意見を頂戴したいと存じます。詳細につきましては、介護保険課長の須田から説明をさせていただきます。

(須田介護保険課長) 介護保険課長の須田でございます。よろしくをお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

まず資料1を2枚めくっていただきまして、1ページ、A3の横長の、通信回線による電子計算機の結合についてという資料をご覧ください。

まず左上の「1 諮問事項」についてですが、こちらはただいま部長から説明したとおりでございます。

続きまして、「2 介護保険指定機関等管理システム(障害者総合支援法指定事業所管

理システム)の概要」について、御説明いたします。

今回、結合を行うシステムは介護保険サービスの事業者指定で使用している「介護保険指定機関等管理システム」と障害サービスの事業者指定で使用している「障害者総合支援法指定事業所管理システム」の二つです。それぞれ別々のシステムですが、システムの構成や個人情報を取り扱う事務の目的などは両システムとも同じものであることから、まとめて御説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。システムの概要についてのペーパーになります。

まず、1の背景ですが、本市が、このシステムを使用して、事業者指定事務を行うようになった経緯は、地方分権改革の推進の中で、介護保険法等が改正され、平成24年4月から、訪問介護、デイサービスなどの指定居宅サービス事業者、障害福祉サービス事業者等の指定、各種届け出の受理及び指導、監査に関する事務が、千葉県から政令指定都市である千葉市、及び中核市である柏市及び船橋市の3市に権限移譲されたことによるものです。その際に、従前から千葉県が使用していたシステムをネットワーク型に構築し、千葉県及び3市で事業者情報を電子計算機で処理することとし、個人情報を除き通信回線による結合を行っているものです。

次に、2のシステムの目的ですが、一つには、事業者情報をデータベース化し、情報の登録、変更等の管理及び最新の事業者情報を一元管理すること、二つには、介護報酬審査事務を委託している千葉県国民健康保険団体連合会に対する情報提供を、千葉県が県内の保険者分をまとめて行うことで、事務の効率化を図ることです。

なお、国保連については、国民健康保険法に基づき、千葉県内の保険者である市町村が共同して、国保事業を行うことを目的に設立された公法人ですが、介護保険法において、介護給付費の審査(支払)業務についても処理することとされており、国保連では、事業者情報と事業者からの介護給付費の請求を突合して審査しているため、毎月、最新の事業者情報を提供する必要があります。

次に、3のシステムの構成、それと、3ページの4のシステムにおける個人情報の流れについてですが、まず、別紙2、システム構成図をご覧ください。こちらで説明を申し上げます。

別紙2のシステムの構成図です。まず左下のほうに記載があるとおり、システムの接続は、職員のCHAINS端末を使用しております。また、システムのログインには、システム管理会社から、ID及びパスワードが付与され、そのIDごとに指定権者が判断され

る仕組みになっておりますので、千葉市は、市内の事業所情報のみ入力、修正、削除することができるようになっております。他市の事業所情報を閲覧することは可能ですが、こちらについては、別紙1の(1)、(2)をご覧いただきたいと思っております。

まず別紙1の(1)のところをご覧いただきますと、右側に管理者情報というところがありますが、管理者情報等の個人情報に関してはマスキングがかかっているため、ここにアスタリスクで表示され、ほかの指定権者からは閲覧できないようになっております。千葉市については、千葉市の事業者については閲覧することができますが、それ以外の千葉市外の事業者については、こういう形でマスキングがかかっているというものです。

それでは、別紙2に戻っていただきまして、各市及び千葉県がデータ入力した情報は、右側にありますけれども、ニッセイ情報テクノロジーデータセンターでまとめて管理されております。千葉県は、国保連に提供する情報を図の中では、【国保連情報抽出】、【事業所情報データ提供】と表示が出ておりますけれども、千葉県が3市分についても、まとめてCSVファイルで抽出し、データ提供しております。このCSVファイルでは、千葉県がほかの3市の事業者の個人情報も閲覧できるようになっております。

次に、資料の1の4ページの6、「その他他市の状況」ですけれども、船橋市では個人情報保護条例には抵触しないと聞いております。また柏市では、既に審議会で審議済であるということです。

システムの概要については、以上のおりです。

ほかに添付資料として、システムのログイン画面については別紙の(3)から(7)まで、また、事業所情報の届け出項目等の根拠法令については別紙3にあるとおりです。こちらについては、説明を省略させていただきます。

それでは、A3横長の資料に戻っていただきまして、「3 個人情報を取り扱う事務の名称及び目的」ですけれど、名称は、指定事業者等の登録事務です。

また、目的は、事業者情報の登録・変更等の管理、及び国保連へ千葉県を通して情報提供を行うことです。

次に、「4 個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称」ですが、保健福祉局高齢障害部介護保険課、高齢施設課、障害企画課の3課です。介護保険サービスに関しては、介護保険課及び高齢施設課が、また、障害サービスについては、障害企画課が指定事務を行っております。

次に、「5 提供する個人情報の対象者の範囲及び項目」ですが、対象者は、千葉市が

指定した介護サービス事業者及び障害サービス事業者の全てとなります。

また、項目は、管理者の氏名及び住所、介護支援専門員の登録番号です。こちらが、先ほどシステムの概要で御説明いたしましたが、千葉県がCSVファイルで閲覧できる個人情報になります。

次に、右側の上の「6 結合先」ですけれども、千葉県健康福祉部の介護サービスを担当している保険指導課及び、障害サービスを担当している障害福祉課になります。システム自体は船橋市、柏市も共有しておりますが、千葉県以外はCSVファイルで個人情報を抽出する機能がありませんので、条例の適用を受ける結合先は、千葉県のみとなります。

次に、「7 システムを利用する理由」及び「8 結合を行う理由」について、まとめて御説明いたします。

現在、介護保険課、高齢施設課は、介護保険指定機関等管理システムを、障害企画課は障害者総合支援法指定事業所管理システムを使用して事業者情報を管理しておりますが、3課とも個人情報に関しては、システムを使用せず、別途エクセルで管理しております。

しかし、例えば、平成24年度の介護保険サービスの指定事業所数については、新規指定が137件、変更申請が1,700件などと膨大であるため、エクセルで個人情報を管理し、その他の事業者情報をシステムで管理することは二重の手間であり、非常に効率が悪い状態となっております。今後、同じデータベースで個人情報も管理することになれば、情報を一元管理できるだけでなく、変更の履歴もわかりやすくなります。

また、介護保険のシステムでは、介護支援専門員の登録番号をシステムに入力すると、千葉県内の事業所で二重登録がないか確認する機能があります。もし、介護支援専門員が不正に二重登録をしていた場合、人員基準違反をしていることとなりますので、指導・監査の際に有力な情報として活用できます。

このように、システムを利用すれば、事務の効率化を図ることができ、かつ事業者の指定及び指導を適切に行うことができます。

また、国保連では、今まで個人情報に関しては、審査項目から除いていましたが、介護支援専門員の名義貸し等の不正請求防止のため、介護支援専門員番号等も審査項目にする方針としています。国保連に個人情報を提供するには、システムに個人情報を入力して、ほかの事業者情報と一緒に千葉県を通して提供する必要があります。

本来は、千葉市から国保連に対して直接情報を提供すべきですが、このシステムが県単位での情報提供にしか対応しておらず、千葉県が3市分をまとめて情報提供しなければ、

国保連では審査することができません。そのために、千葉県と個人情報のデータ結合を行い、千葉県が千葉市の情報を抽出できる状態にする必要があります。

なお、千葉県、船橋市、柏市については、既に同システムで個人情報を含めた事業者情報を国保連に提供しております。

次に、「9 提供及び結合の条件」ですが、千葉県個人情報保護条例の規定を遵守するとともに、提供する個人情報は、国保連への情報提供以外の目的では使用しないことといたします。

最後に、「10 個人情報の保護措置」についてですが、(1)から(6)に記載されているように、システム管理会社のニッセイ情報テクノロジー株式会社では、ICカード、生体認証等の設置場所の厳重管理及び、不正アクセス対策や動作確認などの対策を講じております。また、契約についても利用契約書において、千葉市個人情報保護条例を遵守し、秘密の保持、目的外利用及び提供の禁止、複写等の禁止が明記されております。

説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

(稲垣会長) ありがとうございます。今の御説明に対して御質問等ございましたら。

もともと県がやっていたのが去年から千葉市の管理になったと。

(須田介護保険課長) そうですね。事業者指定の事務というのが千葉市におりてきましたので、それまでは県がシステムを利用して、全件やっていたところですが、千葉市と船橋市、柏市も、そのシステムを利用して事業者指定等を行うようになったというものです。それが平成24年、昨年からです。

(稲垣会長) そういうことがあって、千葉県にもう一回データ出すよということですよ、今回は。

(須田介護保険課長) そうですね。それで、先に申し上げますと、柏市などは、もう審議会に審議済であるということですのでけれども、当初平成24年に、一部を千葉市に移譲されたときに、実際に、事務量がどれぐらいあるかということも、県からの情報がないような状況でございまして、また千葉県から個人情報を今の段階で国保連に提供しなくてもいいというような情報がありましたので、千葉市としては、個人情報までの結合を行わないで、その部分については別途エクセルで管理しようという形で今まで事務を進めてきたという状況です。

(稲垣会長) わかりました。そういう経過らしいんですけども、多賀谷先生、何か。

(多賀谷委員) 個人情報というのは要するに、事業者の個人情報ということ、事業者の

住所、氏名とか。

(須田介護保険課長) そうですね。あらかじめ御説明しましたように、別紙1の(1)にございますが、管理者情報と出ている中で、千葉県が見ることができるのが、この管理者の住所、氏名というところと、あと、その裏面の別紙1の(2)にあります。介護支援専門員の登録番号というんですか、介護支援専門員番号、こちらが、千葉県が見ることができるようになる情報になるということです。

(多賀谷委員) もう一回いいですか、別紙1の(1)のところの、マスクングするとおっしゃっていましたよね。

(須田介護保険課長) はい。

(多賀谷委員) ここは、県は見ることができないということですか。

(須田介護保険課長) 通常の、この画面ではマスクングされていますので、どこでも自分の指定したところ以外見ることはできないんですが、ただ、千葉県が全部その情報を抽出して、国保連に送るファイルをつくるその作業がございますので、そのファイルの中では事業者の住所等が見られるようになってしまうということです。

(多賀谷委員) 余り厳密なことは言いたくないんですけども、この場合、千葉市、船橋市それぞれが個人情報管理して、それを条例に基づいて管理されているのはいいんですけども、さっき聞いていてわからないのは、データセンターから千葉県にデータが提供されるわけですよね。それは一時的に千葉県の管理するコンピューターに保存されるわけですよね。

(須田介護保険課長) CSVファイルで出てくるということです。

(多賀谷委員) そのときに、千葉県にとってその情報は、千葉県が管理する個人情報になるんですか。千葉県にとってこれは千葉県の業務として行っているわけですよね。だから、このところで千葉県がどういう役割をするのかというのが、さっき聞いていて、よくわからなかったんですけども。

(須田介護保険課長) 事業者の管理というところからすれば、指定、あるいは変更登録等については千葉市の事務ということになりますが、国保連に情報を送るという段階で一度ファイルに抽出されたもの、千葉県が抽出してそれを送るということになりますので、そのファイルということになると、千葉県が管理する情報ということになります。

(多賀谷委員) 千葉県は公的業務としてそれを行うんでしょうね。そのときに、千葉県が、個人情報として千葉県が管理することになるわけだ、一時的にでもね。

(須田介護保険課長) はい。

(多賀谷委員) そのときに、千葉県が、要するに千葉県の個人情報条例に基づいて、これを慎重管理しているということが書いてないなと思って聞いていたんですけれども。その気になれば、そこから個人情報が見られますから、漏出することはあり得るわけですね。

(須田介護保険課長) はい。

(岡村委員) 事業者が申請するときに、その人の個人情報が千葉県なり、また国保連に流れていくことに関しては、事業者から同意をとって、とっているんですか。

(須田介護保険課長) 事業者情報については、国保連に対して審査支払い事務のための情報というようなことになりますので、そういった意味では、同意書をもってということではないとは思いますが、同意されているものだと思うんですが。

(多賀谷委員) 従来は、これは千葉県に対して届け出をしていたわけね。

(須田介護保険課長) そうですね。千葉県に対して事業者が届け出をしていて、千葉県が国保連に送るといような形になっておりました。

(多賀谷委員) いつから、これは千葉市に移るの。

(須田介護保険課長) 平成24年から、昨年からですか、事務としてはですね。

(多賀谷委員) そうすると、データベースには、平成24年より以前、これ1年単位ですか。

(須田介護保険課長) 継続しています。

(多賀谷委員) 継続している。そうすると、その事業所の中には、千葉県に届け出た人たちと、それから、平成24年以降は千葉市に届け出た人たちがいて、要するに、千葉県に届け出た人は、いつの間にか知らないうちにそれが千葉市に移されているという。それから、千葉市に出した人は、岡村委員が言うように、千葉市に出したのに千葉県にも流れているという。多分そういうことになっているのだらうと思います。

(須田介護保険課長) ただし、事業者指定については、今年の4月時点で、その前に、4月以降は千葉市が管理しますので、更新などについては、全部、千葉市が事務を行いますということで、事業者さんのほうには、当然御連絡は差し上げているというところだと思います。

別紙3の根拠法令をご覧ください。

まずは1ページから、実際に、介護保険法施行規則抜粋ということで、どういう情報を届け出るのかというのが出ておりますけれども、これをめくっていただきまして、3ペー

ジの、千葉市介護保険法施行規則抜粋というのがございます。

それで、これの3ページの45条のところからですけれども、「市長は、第37条から前条までの規定による規定、もしくは許可指定、もしくは許可の変更、または届け出、もしくは届け出の受理をしたときは、都道府県国民健康保険団体連合会、その他の機関に対して当該指定等に係る事業所又は施設に関する情報を用い、次に掲げる事項を提供することができる」ということで、この中では、事業者とか出ておりまして、まず7のところ、管理者の氏名、生年月日、住所というようなことを届け出る、提供するということが出ております。

それで、また9号のところには、介護支援専門員の指名、及びその登録番号ということですね。

(稲垣会長) 関連がよくわからないんですけれども。どういうことですか。

(須田介護保険課長) ですから、千葉市からこういう情報を、提供するということについて、その根拠が規則に出ておりますので、同意書で同意をいただいているということではないんですけれども、こういう形で事務を行うということで周知はされているということになるかと思えます。

(稲垣会長) いや、この条文の意味はわかりましたけれども、この審議会とどういう関係があるのか。これがあるから、もういいんだというんだったら、審議会は要らなくなるし。

(須田介護保険課長) いや、先ほど同意のお話がありましたので、そのところの参考でちょっと申し上げました。申しわけありません。

(稲垣会長) もともと同意がなくてやることが前提で、審議会で行っているわけですね。同意もらえればいいわけですからね。

(多賀谷委員) 最初は介護保険法のほうで、障害者福祉法は、その規定は都道府県には届け出なければいけないとか。都道府県知事に提出しなければならないということになっているのかな。障害者相互支援法のほうは。両方ともそうなのかな。これも読みかえ規定がどこかにあるの。

(須田介護保険課長) 介護保険法も都道府県知事に提出しなければならないという施行規則に出ておりますので、実際には、読みかえのところ、指定権者が政令市、中核市になるというところが、こちらに添付されておられませんので、申しわけございません。

(多賀谷委員) 介護保険法施行規則45条で情報の提供ができる。障害者総合支援法関

係はどこにあるの。

(木村委員) 規則の45条、これは平成24年に改正されたわけですよ。改正の趣旨は何ですか。

(多賀谷委員) これは、だから要するに、業務が市に移ったということに伴って、千葉市でそういう規則をつくったということですね。よくわからない。障害者総合支援法のほうは、千葉市にはそういう規則は定められてないんですか。

(須田介護保険課長) 障害はないということです。

(多賀谷委員) 障害のほうはそんなにつくってないということですね。

(木村委員) その規則の改正がどれだけ意味があるのか。これで外部提供ができるわけではありません。

(多賀谷委員) あんまり関係ないようですね。「そういうのができる」と書いてあるだけなので。あんまり同意のかわりとはならない。

(稲垣会長) 今日はこの規則を考えないで議論していくということで、いいんですかね。

(須田介護保険課長) はい。ちょっと説明が、申しわけございませんでした。

(稲垣会長) とにかくそういうことで、県の扱いは個人情報になっちゃうわけね、市から行った分は向こうできちんと管理はするというので、それについて。

(多賀谷委員) 私として、これはしょうがないと思うんですけども、ただし、今言いましたように、県のほうでそれをどう取り扱うかについて担保はされてないわけですね。それ以上にやはり問題なのは、県から国保連合会に対してデータが提供されているわけですね。今までは、国保連合会がちゃんとそのデータを漏らさないように管理していたわけです。県のほうはチェックしていたということですけども、今度は、市から千葉県へ、そして国保連合会へ、典型的な再委託ですよ。

そうすると二重に委託されると、国保連合会のほうは、今までの県の責任はなくなるわけですよ、基本的に。自分のデータじゃないから。国保連合会は、千葉市から何も言われなければ、このデータの管理というところについては、放っておくといいかげんになると。基本的に千葉市の場合には、ただ単に県に預けるといっただけじゃなくて、ちゃんと県が管理し、そして、県の先にある国保連合会が千葉市で扱っている事業者の個人情報を管理していることについて、やっぱり協定か何かをつくって、ちゃんとそれを監督する義務があると思いますけれども。

(稲垣会長) おっしゃるとおりで、県から行った先のことが何も触れられてないので、

国保連合会に対してどういう管理をするのか、そういうことですよ、疑念があるのは。国保連合会自体は、県の監督を受けている団体ですよ。だから、当然やってくれるだろうという期待があるのはわかりますけれども、きちんと何かした方がいいんじゃないか、そういう意味ですかね。

(多賀谷委員) はい、そうです。

(稲垣会長) おっしゃるとおりだと。何か事務局でありますか。

(高田政策法務課市政情報室長) 今後につきましては、介護保険課のほうで国保連と適正な契約に基づいて、個人情報取扱特記事項という形に基づいて適正な管理を担保するという事で予定していると聞いてございます。

(稲垣会長) 国保連に対しては、これとは関係なしに医療情報関係で直接やりとりがあるわけですね、従来から。それにこれが加わるわけですよ。加わるんだけど、市から行くわけじゃないけど、県から行った分についてもちゃんとやってほしいというような何か取り決めが必要かなと、今お聞きしていると思うんですけども。そういうことでよろしいですかね。

(岡村委員) 何か契約書みたいなものをつくるのは必要ですね。

(稲垣会長) うん。何か要るんじゃないかなと。

当然、県は県で国保連にちゃんとやれという、何かやるんでしょうけれどもね。そういうことですかね。

(高田政策法務課市政情報室長) 先ほどお話いただいた同意についてですが、条例で本人同意が必要なのは、目的外の提供にあたる場合です、この提供は、目的の範囲内での提供になりますので、同意がなくても可能となります。

(稲垣会長) 二重登録とかそういうものは県単位じゃないとわからないという問題がありますよね、介護の。同じ人間が名義貸しであっちとこっちで、銚子のほうと千葉とかで両方で登録している場合というのは、千葉市だけだったら、二重かどうかわからないですもんね。それで、県単位でチェックするようにしていることはいいですよ。

(木村委員) 派遣の場合はどうなんですか。派遣の二重チェックというのは。千葉県と東京都の間で二重登録をするということのチェックはできるんですか。

(須田介護保険課長) 現段階では、それはできないようです。千葉県内のみについてのチェックになります。

(稲垣会長) 今のところは県内だけ何とかというんだね。

(多賀谷委員) 県内ほかの市町村はどうしているんですか。船橋とか千葉以外の。

(稲垣会長) 県が管理しているんじゃないの。

(多賀谷委員) ああ、そうか。要するに、政令市とか中核以上については、それ以外は県が直接やっていると。権限はそこしかおいてないということですね。

(須田介護保険課長) はい。

(稲垣会長) 何か疑問点とか、あるいは御意見ありましたら。

この辺でほかに何かございませんでしたら、御質問や御意見いかがでしょうか。

(なし)

(稲垣会長) ではこれで諮問自体は、そのとおりでよろしいということで、よろしい。ただ、今、多賀谷委員がおっしゃったように、国保連に対して何か。

(多賀谷委員) 県と国保連ですね、一応ね。

(稲垣会長) これちょっとプラスアルファで何か。多賀谷先生にお願いして。

(多賀谷委員) 支障はないけれども、千葉県並びに国保連合会に、市の管理する個人情報提供されることについて、利用者との間でその安全について十分な確認をされるようお願いしたいと、そんなような趣旨で、あとは適当に書いていただければ。

(稲垣会長) 今のような補足意見をつけて答申するというので、皆さんよろしいでしょうか。

(異議なし)

(稲垣会長) では、そういうことで、審議事項1、そういう答申書。答申書の案は。

(高田政策法務課市政情報室長) 事務局のほうで、一応答申の案という形ではおつくりしてございまして、もし、多賀谷先生がおっしゃったことを書いた上で、という話であれば説明をさせていただければと思うんですけれども。

(稲垣会長) お願いします。まず基本的な案があつて、それに多賀谷先生がおっしゃったような意見を付して作成をお願いしたいと思います。

(高田政策法務課市政情報室長) では、私のほうで読み上げさせていただきます。

諮問に対する意見というところでございますけれども、千葉市個人情報保護条例第10条第3項の規定に照らし、慎重に審議した結果、千葉市で管理している指定居宅サービス事業者等に関する個人情報を千葉県と電子計算機の結合を行い提供することは、公益上の必要があり、かつ個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認められる。

以上でございます。

これに、今、多賀谷先生がおっしゃったことをつけ加えるような形で答申案のほうをおつくりしたいと思いますので。

(多賀谷委員) つくって、稲垣先生に確認していただければ、それで結構です。

(高田政策法務課市政情報室長) はい。

(稲垣会長) 捕捉した部分については、もう一回開くのは何ですので、私のほうと事務局ですり合わせてよろしいでしょうか。

(異議なし)

(稲垣会長) では、これで諮問1は終わります。

(実施機関 退室)

議事(2) 千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条第1号の規定に基づく諮問

(稲垣会長) 次に議事2、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第2条1号の規定に基づく諮問を議題といたします。

では、事務局と実施機関から、よろしくをお願いします。

(田中政策法務課主査) それでは、事務局のほうから、初めに御説明させていただきます。

それでは、まずお手元の白い冊子の中に、黄色の附箋がしてある、個人情報保護事務の手引その2(資料編)という冊子の黄色の附箋のあるページをお開きください。325ページでございます。

こちらは、本審議会の設置条例でございます。

こちらの第2条第1号をご覧ください。本審議会の所掌事務といたしまして、「情報公開及び個人情報の保護に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、又は市長に意見を述べること」とございます。

本件は、災害時に自力避難が困難な方の名簿を、自主防災組織などに提供することを定める条例の骨子について、個人情報保護に関する重要事項として、本審議会に諮問し、必要に応じて御意見を頂戴しようとするものでございます。

それでは、諮問の内容につきまして、実施機関のほうで説明をお願いいたします。

(大麻危機管理監) おはようございます。危機管理監の大麻と申します。本日はよろしくをお願いいたします。

まず初めに所管の職員を紹介させていただきまして、その後、所管課長より説明をさせていただきます。

まず、危機管理課長、石川でございます。

次に、危機管理課主査、田中でございます。

危機管理課主任主事、中村でございます。

それでは、石川危機管理課長より説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

(石川危機管理課長) それでは、座らせていただきます。

それでは、(仮称)避難行動要支援者名簿に関する条例につきまして、御説明させていただきます。

資料につきましては、さきに送付させていただきましたが、本日、机上に配付させていただいた資料に差しかえさせていただきます。

資料2の1ページをお願いいたします。

「1 条例の名称及び制定趣旨」でございます。条例の名称ですが、(仮称)避難行動要支援者名簿に関する条例としております。

(2) 制定趣旨でございますが、本市におきましては、災害時に自力避難が困難な高齢者や障害者等を災害から保護するため、災害時要援護者名簿を作成し、避難の支援や安否の確認等に当たることとしております。

現在、要援護者名簿登載者の数でございますけれども、約4万6,000人となっております。

また、平常時から自主防災組織や自治会等の避難支援等関係者へ個人情報を提供し、地域における避難支援体制の構築に努めているところでございますが、個人情報の提供には、対象者本人の同意が必要であり、個別に同意確認を行っていることから、全市的に情報の共有が進んでいない状況でございます。現在70の自治会で約1,900人の要援護者の情報を共有しているにすぎません。

このような中、災害対策基本法が改正され、災害発生時の避難に特に支援を要する者、以下、「避難行動要支援者」といいますけれども、これまでは災害時要援護者と呼んでおりました。新たな定義をされたということでございます。

避難行動要支援者の名簿の作成を市町村長に義務づけるとともに、市町村の条例に特別の定めがあれば、同意を得ることなく自主防災組織や自治会等の避難支援等関係者にあらかじめ名簿を提供できることが法的に位置づけられたところでございます。

そこで、「避難行動要支援者」の避難支援等を実施するための基礎となる名簿を作成し、個人情報の提供を拒否している場合を除きまして、その個人情報を平常時から避難支援等関係者に提供する根拠となる条例を制定するものでございます。

次に「2 提供する個人情報の対象者の範囲」でございますけれども、避難行動要支援者については、次の（１）から（５）に該当する者といたします。このうち（１）から（４）につきましては、市が保有する情報を利用して名簿を作成し、避難支援等関係者への個人情報の提供を拒否した者を除いたものの個人情報を避難支援等関係者に提供いたします。

なお、拒否の意思確認についてでございますが、避難支援等を希望して登録した者を除きまして、避難行動要支援者名簿の対象者に対し郵送で通知し、個人情報の提供を拒否する場合は、その旨を所定の様式で意思表示をしてもらうことといたします。

避難行動要支援者名簿の登載対象者でございますけれども、（１）といたしまして、高齢者です。現在65歳以上のひとり暮らし高齢者としております。千葉市内には、65歳以上、約21万人おります。そのうち、ひとり暮らしとなりますと、現在把握している者は、約2万8,000人でございます。これで、今現在こういう条件で名簿の登載をしておりますけれども、ここに当てはまる方全てが避難支援等を必要とするわけではないため、現在、登載条件を検討しているところでございます。

次に、（２）要介護認定者です。介護保険における要介護度3～5認定の方としております。約8,300人おります。

2ページをお願いいたします。

（３）障害者です。

ア、身体障害者手帳所持者のうち、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者の重度の障害者としております。

イ、療育手帳所持者については、重度又は最重度の障害者としております。

ウ、精神障害者保健福祉手帳所持者については、1級としております。

障害者については約6,800人いらっしゃいます。

（４）難病患者です。

ア、特定疾患医療受給者であって、（ア）重症認定を受けている者、又は（イ）障害者のうち内部障害者でございます。

イ、小児慢性特定疾患医療受給者であって重症認定を受けている者としております。

最後に、(5)でございますけれども、日本語による意思疎通に支障がある外国人その他特別な事情を有すると認められる者であって、名簿への登録を希望して所定の様式を提出した者としております。

この(5)につきましては、(1)から(4)と異なりまして、特に支援を必要とされる方に自主的に手を挙げていただき、名簿に登載するものでございます。

次に、「3 個人情報の提供先」についてですが、災害時に避難支援等にあたっていただく団体等を提供先として、千葉県警察、千葉市社会福祉協議会、自主防災組織、町内自治会、マンション管理組合を想定しております。このうち、千葉県警察、千葉市社会福祉協議会、自主防災組織は、災害対策基本法において、提供先として例示されているものでございます。

次に、「4 提供する個人情報の項目」についてでございます。災害対策基本法では、避難行動要支援者名簿には、「氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、これらのほか避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項」を記載することとされており、千葉市もこれらの事項を名簿に記載するものでございます。

次に、「5 個人情報の保護措置」についてでございます。災害対策基本法においても、これら避難行動要支援者の情報は、極めて秘匿性が高い情報であることから、不用意に外部に漏えいする危険性を最小化するために、個人情報の適切な保護措置を講じることが求められております。

そこで、この条例では、災害対策基本法において定めることとされている個人情報の保護措置として、避難支援等関係者に提供する際に協定を結ぶほか、保護措置上、基本的な事項を規定するものでございます。

(1) 漏えい防止のための措置として、避難支援等関係者と協定を締結することを規定いたします。

(2) 安全管理として、提供を受けた個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないことを規定いたします。

(3) 利用・提供の制限として、目的以外の目的のために、個人情報を利用、提供してはならないことを規定いたします。

3ページをお願いいたします。

(4) 守秘義務として、避難支援等により知り得た個人の秘密を漏らしてはならないこ

とを規定いたします。

次に、「6 個人情報を取り扱う事務を所掌する組織の名称」についてです。

(1) 条例所管課といたしましては、危機管理課が所管いたします。

(2) 情報提供元課といたしまして、高齢福祉課等以下記載してございます課がそれぞれ所管する避難行動要支援者の情報を提供することにいたします。

(3) 避難行動要支援者名簿作成課といたしまして、高齢福祉課が(2)の情報提供元課から集約した情報を、名簿システムに取り込み、名簿を作成いたします。

(4) 避難行動要支援者名簿共有課としまして、高齢福祉課が作成しました名簿を、防災対策課、高齢福祉課等以下記載してございます課が共有いたします。

4 ページをお願いいたします。

次に、この条例による、避難行動要支援者名簿のイメージ図を記載してございます。

左側は現行のシステムになっております。改正後は右の図のようになります。この図の説明ですけれども、介護保険課、障害者自立支援課等がそれぞれ所管している避難行動要支援者の情報を高齢福祉課の名簿システムに取り込んで、避難行動要支援者名簿として出力いたします。この名簿は、高齢福祉課、防災対策課、区役所、消防局で共有いたします。そして、この名簿登載者に対し、提供の拒否の意思確認をいたしまして、拒否の意思表示をした方をシステムに登録し、これらの方を除いた提供用名簿を、民生委員や町内自治会・自主防災組織等の避難支援等関係者へ提供し、地域における支援体制の構築に努めていただき、災害時に避難支援等に当たっていただくことといたします。

最後に、条例、規則及び協定についてです。現在、それぞれ細部を詰めているところですが、骨子という形で、資料の5ページから10ページに記載しております。規定している内容は、先ほど御説明しましたように名簿登載対象者、名簿の提供先、提供する個人情報の項目、個人情報の保護措置等を規定しているものでございます。

また、終わりの11ページ以降に、災害対策基本法の抜粋を載せております。

説明は以上でございます。

(稲垣会長) ありがとうございます。今の御説明に御質問や何か。

(岡村委員) 御質問というより、かなり機微な個人情報ですから、慎重に扱わないといけないものだと思います。

(稲垣会長) 必要性は、どうしてもあるんでしょうね。それでしょうがないから、同意に頼ったのでは仕方ないので、法律で進めましょう。でも、法律も一方的に決め切れない

から、地方ごとの条例にある程度委ねたと。それで今度、条例をつくりたい。こんな流れですね。

どうぞ。

(鵜澤委員) 1ページの2項のところ。名簿情報の対象者の範囲というところで、ここで避難行動支援者に対し郵送で通知をして、それで確認をするということやってございますけれども、送るとするのは、(1)の高齢者、65歳以上のひとり暮らしの高齢者というところに来るということですかね。

(石川危機管理課長) そうでございます。現在、先ほど御説明したとおり、余りにも人数が、これからまた高齢者等も増えてまいりますので、とてもじゃありませんけれども、地域でも支え切れないだろうということで、ある程度もう少し対象を絞りたいということで、現在、細部について詰めているところでございます。

(鵜澤委員) 例えば、介護をされていて老老介護とか、そういう非常に年齢が高いところで介護されているという家庭もあるかと思うんですね。そういうところは対象にはならないということで、あくまでもひとりという。

(多賀谷委員) いや、それは要介護のほうだから。

(鵜澤委員) 介護ですね。じゃあ、65歳のところで切っちゃって、このひとり暮らしというところだけを対象とすると。

(稲垣会長) 病気でも何でもなくて、65歳以上のひとり暮らしは連絡する。要介護の人は、別に、ひとり暮らしでも、二人暮らしでも、要介護の人がいれば連絡すると。

(鵜澤委員) わかりました。

(稲垣会長) 二者択一じゃなくて、どれかに当たれば連絡、そういう意味です。

結局、従来は同意が積極的に必要だったのを、今度は逆に、明確な拒否をしない限りにして、原則と例外を逆にした。法律どおり全面的に無視して、ただやるというんじゃなくて、一応、意向は問いますと。そういう条例にしたいということですよ。

(多賀谷委員) 災対法に基づく改正条文を読んだらいいんですが、秘密保持義務がありますけれども、災対法で罰則はついてますかね。

(石川危機管理課長) 罰則はつけておりません。というのは、例えば警察なり、我々市役所の職員、こういった者は、地方公務員法で守秘義務がございます。あと、自治会とかそういったところに罰則をやりますと、どうしてもそういう援護の者が委縮してしまうようなものがあるというようなことで、災害対策基本法においても罰則はつけてないという

ような状況です。

(多賀谷委員) だから、この人たちはそうは、守秘義務規定があるといっても、それは倫理的なものであって、流しても処罰はされないということですね。

(石川危機管理課長) ただ、この情報の漏えいによって不法行為とか、そういった面は民法上のものは責任ということで、それは生じてくる。

(多賀谷委員) シルバービジネスに流すということは大いにあり得るわけです。そういう自治会組織から。要するに、民事責任しか問えないということですね。

(石川危機管理課長) そういうことになると思います。

(稲垣会長) 罰則、さっきの国保連と一緒に、自治会が一番難しい問題なんですね。

(多賀谷委員) そうです。

(稲垣会長) 要するに、自治会の会長一人が持っている、緊急時にみんなに連絡する暇がない。だから、前もって本当は渡しておかないと。

(多賀谷委員) 渡しているでしょう、恐らくね。

(稲垣会長) ある程度、津波が来る最中にみんな、会長の家に集まって、それからみんなだなんていうんじゃあ、間に合わないわけですよ。ですから、どこまで事前にするかというか、システム的にきちんとやっておかないと、もうむちゃくちゃになっちゃうんでしょね。

(多賀谷委員) そうですね。いろんな人がいるでしょうから、自治会には。

(稲垣会長) そこが難しいですよ。

(清水委員) 自治会も、長く会長さんがやられている自治会と、当番制で毎年持ち回りというようなところは、かなり意味合いが違ってくると思うので。そもそも、こういうことで災害の支援をできるような体制が自治会の中にあるかどうかというところのほうが大事な点です。情報があって機能する体制があるのです、情報だけある、支援体制もないのに名簿があるのは、いかがなものかなと思います。

それと、拒否の範囲というのが、いわゆる一律なのかどうか、ここまでの組織には提供してほしいけれども、自治会とか自分が不安なところについては拒否する、というふうな選択ができるのか。それと、提供する登録情報を制限する。例えば自治会には、その地域に関係するところだけの情報を提供するか考えるべきではないでしょうか。

今の名簿というと、名簿というものが作成されて、それが一律にどの組織にもていきよられるようなイメージですが、そのあたりはどうお考えになっていますか。

(石川危機管理課長) この名簿につきましては、市役所内部で年4回更新をして、それぞれ所管で持って、災害時には安否確認とかをします。片や、今回お願いしております提供名簿というのは、拒否の意思表示とかそういったものを確認してまとめた名簿でございますけれども、先ほどの支援体制とも絡むんですけれども、全ての町会に配るわけではない。配れるのが理想ですけれども、支援ができますという町会と協定を結ばせていただいて名簿を渡していくと、そういうシステムをとろうとしております。

ですから、多分拒否する、比較的若い世帯が多いマンションだとか、そういうところは要らないというか、対象者のいない場合も多いと思いますし、そういうような。

(稲垣会長) できるというのと、具体的にやることについては慎重に行うということなんです。自動的に全部配るわけではないんですね。

(石川危機管理課長) そういうことです。はい。基本的には、支援をしていただけるという自治会さんに対してのみ名簿をお渡しするということです。ですから、1,000ぐらい自治会はありますけれども、全部に流すのではなくて、支援をしてもいいよという自治会だけに対して渡す。

(稲垣会長) ある程度組織化するからというだけじゃなくて、ある程度の組織化していて、うちで多分できますよというところはいいんですけども、何の組織もない、ただ、やる気はあるから資料くださいというだけで配られるのは困るというんですよね。

(平賀総務局長) さっき説明したように、今70しかないんです。やりますという意味を示してくれているのが。だから、そこで、今捕捉できるのは、実は千数百人しかいらっしやらない。ところが、65歳以上全てはないですけれども、万という方がいらっしやる。その中で、どの程度の方が、本当に要支援という判断をされているのかわかりませんが、我々からすると、できるだけ地域でそういった動きをしてもらって、そういう理解をしていただいた方々には、それなりの、やはりこれは義務が生じますけれども、それを承知した上で協定を結んだ上でやっていただきたいという、我々の狙い。だから、どんなところにもバツと出すわけではないです。

ただし、先ほど委員さんからご質問あったように、確かに自治会長さん、輪番でかわるところとか確かにございますから、また、時に役立てるためにはどうするかということで問題もございます。そういったところで、管理はいいかげんにされたら困るということで協定を結んでいくということがあるんですね。

あと、もう一つご心配だというのは、この先にはというのは、実は、先ほどの図面がご

ございましたように、今でも、消防、区役所、私ども行政は、これは持っているもの。これは平常時から持っていて、何かあれば、私どもでできることは手助けに行くんですけども、私どもだけでは、行政だけでは手助けの数が足りませんので、いざというときのために承諾いただいた方、つまり拒否の意思表示をしない方だけの名簿を、常時持っていたいただければ、いざというときに役立つかなということでございます。

(稲垣会長) そういう厳選するとか、一定の能力のあるところだけに出すとか、そういう運用なのか、規則、条例とか何かに盛り込む趣旨というのはないんですかね。これだけ見たらわからないですよ。何となく全部に出しちゃうのかなという気がするんですよ。

(石川危機管理課長) 名簿を提供する先と協定を結ばせていただきますので、その協定は。

(稲垣会長) 履行できるようなところとだけと協定を結ぶと。

(石川危機管理課長) はい。

(稲垣会長) それは慎重にやっていくと。

(石川危機管理課長) はい。そういうふうに考えています。

(多賀谷委員) 協定ですかね。私、何となく、この自治会は大丈夫だということを、市のほうが責任を持って判断するのが前提なんじゃないかという気がするんですよ。

(平賀総務局長) 本当に、それはありますね。だから、支援をする意思があるかどうかまで確認するわけです。そのときに。

(多賀谷委員) というか、確認あって、意思があって、能力があるかどうかですね。

(平賀総務局長) そうです。そこはやはりある程度、協定の説明をしていかなきゃならないということですね、現実的には。

(稲垣会長) だから、やる気ありますというだけだったら渡すんじゃなくて、市のほうのチェックというか、そのシステムですよ。本当に選別する、申し込みさえあれば渡すのか、申し込みがあっても、市のほうでだめだと思ったら渡さないのかとする基準とか何かありますよね。

(大麻危機管理監) なかなか難しい問題ですので、いわゆる協定を結ぶときには、趣旨を十分御説明させていただいて、そういう悪い方向に行かないように御理解いただく。

(多賀谷委員) これ、多分、高齢化が進む中で、自治会組織がちゃんと地域住民を支えるように、少し工夫して、なっていかなきゃいけないということですね。その話だと思う

のですね。だから、渡せないというのはまずいけれども、渡すからにはある程度ちゃんとしてくれということをお願いしつつ、渡していくという。多分そうせざるを得ないでしょうね。

これ、民生委員は、罰則はあるんですけど。

(大麻危機管理監) 民生委員は罰則がないです。

(多賀谷委員) ないですよ、さっき見たら。民生委員に渡しちゃうわけですかね。

(石川危機管理課長) 民生委員には、もう既に内部機関ですから。

(多賀谷委員) 実際上。

(高田政策法務課市政情報室長) 民生委員につきましては、千葉市の個人情報保護条例のほうで実施機関の職員に位置づけられておりますので、そこで罰則規定がございます。

(多賀谷委員) 個人情報保護条例のほうで入っている。

(高田政策法務課市政情報室長) 保護条例で罰則規定がございますので、その中で、もし何かあった場合については、最高2年以下の懲役又は100万円の罰金という形で。

(多賀谷委員) 私のところ、母親が今、東京のど真ん中で、80台後半でひとりであるのですが、父親の葬式に来たのは、やっぱり町内会長さんと民生委員の方で、母親は民生委員のほうを頼りにしていました。

(稲垣会長) さっきの自治会に戻りますと、ただ担当者がというわけにはいかないでしょうね。何らかの一定の基準が要るんですね。こういう組織が、防災組織みたいなのがあって、町内会役員だけじゃなくて、そういう具体的な担当者がいるとか、何か基準をつかって、ただ申し込んで来たら全部出すんじゃなくて、いろいろ基準に該当しないと渡せないよという、何か要るような気がしますよね。

(清水委員) 名簿は紙というか。

(多賀谷委員) 紙でしょう。

(石川危機管理課長) 紙です。

(鶴澤委員) これ1年に1回とか。先ほど年4回更新していると。

(石川危機管理課長) 市の内部で持つ名簿につきましては、年4回というふうに先ほど申し上げたんですけれども、今考えておるのは、我々の事務の都合上もあるんですけれども、年1回を原則にしたいと。ただ、転出入だとか、いろいろ毎月のように介護保険とか変わりますので、どこかでフォローしてあげるとかしないといけない、名簿を更新してあげないといけないだろうということで、半年たった時点で、追加だとか削除する部分、この名簿を該当する地区に配布するなりしたいと、こういうふうに今考えております。

(稲垣会長) それはなるべく早いほうがいいですよ。

(多賀谷委員) それから、ちょっと気になったのは、この拒否の意思表示をした人というのは、どうするの。もう一切面倒を見ないんですか。

(石川危機管理課長) 拒否の意思表示をした人は、町内自治会とかそういうところに提供はしませんけれども、我々の行政として、災害時には名簿を出せますので、拒否の意思表示をした人も把握しておるということです。

(稲垣会長) 従来どおり障害者という形というのは同じですよ。

(石川危機管理課長) はい。災害時になれば、もう全て出せますので。

(稲垣会長) 何かほかに御質問とか。木村先生、何かありますか。

(木村委員) これ、別に法改正があったからという話じゃなくて、これ、前からある話ですよ。

(多賀谷委員) そうです。

(木村委員) 大震災があったから、法改正があったというだけであって、自治体においては、もう東日本大震災以前から名簿の提供をやっているところがあったはずで。これは恐らく法律に基づくんじゃなくて、この種の審議会の諮問を経て、外部提供の承認を出したという例が結構あったと思いますね。

ですので、やり方としては両方あり得ると思うんですよ。条例によるのか、それとも、条例ではなくって、単にここでの諮問によるのかと、二つあり得ると思うんですよ。条例でいったほうが議員さんの意見を聞いて制定するわけですので、より民主的な方法ではあるんでしょうけれども。

ただ一つ、ここで既にお話が出たこと以外に、個人情報項目ですね。2ページの4の提供する個人情報の項目というところで、2行目あたりですね。このほか市町村長が必要と認める事項。それから条例の骨子でいえば、5ページの最後ですね。つまり首長さんが必要と認める事項は盛り込めるという書き方になっているわけですね。条例で書くと、こうなるわけですよ。

それに対して、条例ではなくて、審議会への諮問ということであれば、恐らく、この辺の範囲を明確にした上で出してくるはずですので、一長一短なんですよ。

ですので、もしこの規則で定める事項が既に決まっているのであれば、ここで披露していただければありがたいし、これを使わないというのであれば、そう宣言していただくと、恐らくほかの委員の皆さんは納得しやすいと思うんですが。その辺、やり方にかかわ

る話なので、事務局なり実施機関の御意見をぜひ伺いたいところなんです。

(大麻危機管理監) 国の通知では、このほかに家族等の連絡先というのが施行通知の中に入っています。ただ、家族との連絡先は、我々というか、市はつかんでないので、難しい状況です。今御回答申し上げられるのは、検討しているという回答しかできませんが。

(木村委員) 極力、謙抑的にやっていただきたいとしか言いようがないですけどね。

(平賀総務局長) 今のお話にあったような項目であれば、相手方に拒否の意思表示を確認するときか、その後に、その市民の方に、実際にどういう家族の緊急連絡先の情報を載せてほしいかということは、逆に、相手方に直接聞くこともできると思います。

(木村委員) それやると、もう收拾がつかないから、条例であったり、審議会で諮問となったりするわけですよ。個別判断をやり出すと、切りがない。先ほどの清水委員からも御意見があったように、理想は個別判断だと思います。自治会ごとに情報提供の範囲を決めるというのもすばらしい案だと思いますが、実際にそれができないから、一律にやろうというわけですよ。ですので、恐らく個別判断はできないだろうという前提でお話をしていただきたいんですけども。

(稲垣会長) だから、詰め切れないから緩みをつけて、その他必要とする事項になっているんですけど、大体法律はそうですよね。やり出した、こういうことが必要だというのは後から出てくるから、条例で限定的に書き切れないということですよ。

(平賀総務局長) 絶対やらないと宣言するのは、ちょっと厳しいかなというのはあります。ただ、この審議会にかけたのもそうですし、趣旨からすれば、拡大していこうという意図は我々にもないわけです。

(稲垣会長) いろんな人によって助けに行く意味が違いますよね。肩貸してほしいのか、何が足りないのか、同じ要介護だって。

(多賀谷委員) それからですね、この法律の、災対法の49条の11の規定の条例のただし書きを見ると、条例が特別な定めをすれば、本人の同意がなくても自主防災組織や何かへ情報を提供してもいいという、そこまでは条例ではやらないということですね、基本的には。

(石川危機管理課長) はい。

(多賀谷委員) だから、木村さんが言ったように、現行法でできる話でしかやってないじゃないかということ。

(木村委員) やらうと思えば、それはできますよね。

(多賀谷委員) たしかに、それはそう。

(木村委員) 本人の同意なしに全部出しているところとか、少なくともそういう諮問を上げているところはありませんよね。実際にやっているかどうかは別として。

(石川危機管理課長) 実際にやっているところもございます。この場合、対象者というのも、本当に限定されて、誰から見ても要支援者。

(多賀谷委員) それとね、この場合に気になったのは、同意の得方のところですね。要するに、要介護者や高齢者の中で認知症の人など、同意なんて、余り意味がないのですよ、實際上。成年後見人がいる人だと、本人同意ではないでしょ。だから、同意のあるなしとか、意思表示ができないような人がいると思う。そこら辺のことを考えると、実際上は、そういう場合には、もう同意なしでやらざるを得ないような気がするのですけれども。

(木村委員) これは拒否がなければ、もう載せるということですよ。

(多賀谷委員) そうそう。

(稲垣会長) だから、不明確なやつを載せてしまおうということです。

(多賀谷委員) 明確な拒否がなければ、認知症の人も載せちゃうという、それはそれでいいですけどもね。

(木村委員) 実質的には合意なしで、載せる部分が相当数出てくるということですね。

(石川危機管理課長) 基本的にここに載せたものは、支援が必要であろうと、我々が判断しておるところで、それに対して、いいですよという方を。

(多賀谷委員) いいですよとか、明確にノーという人以外は、全部載せる。グレーの人は全部同意としちゃうんですね。

(稲垣会長) 不明確な人はみんな、もういいということですね。

この間おっしゃったように、要するに、審議会として同意してやっていくほうがいいのか、条例がいいのかということで、今、条例のほうで進んでるということなんですよ。実際は。これいつ出す予定なんですかね。

(石川危機管理課長) 第4回定例会。

(稲垣会長) 第4回というと。

(石川危機管理課長) ことしの11月下旬ぐらいからの期間に。

(稲垣会長) ああ、それぐらいの段階で準備が進んでいるわけ。

(平賀総務局長) このところ横浜市とか神戸市が、同様の条例案をつくり出して、今、可決して、公布されているんです。横浜市は、ことし4月ですね、出している。そういつ

た動きもあるんですね。私どももできるだけ、これは災対法の改正がなくても、もちろんやるつもりで準備したんですけれども、なかなかそれが遅かった。災対法の改正が同時に出てきてしまったということがあると思います。

(稲垣会長) わかりました。

(多賀谷委員) やっぱりあんまり同意のことを明示的に書かない方がいいような気がする。要するに、勝手に知らせたと思っている人がいるんですよ。自分は同意していないの載せてほしくないのに、なぜ載せたと言って、訂正しろ、削除しろと言ってくるのは、いなくはないと思うんですけれども。

(稲垣会長) よほど親切に問い合わせのところに、明確な拒否がなければ載せますよという説明をつけておかないといけませんでしょうね。同意しなきゃあ載らないと誤解している人がいっぱい出てくると。同意しなかったら同じだという。

(石川危機管理課長) それは通知文だけではなくて、市政だよりですとか、ホームページとかいろいろの媒体を使って、まずこの制度の説明、条例の説明を事前に当然するようですし、プラス郵便で通知を出していただくという形をとります。

(稲垣会長) 審議会でもできるかもしれないけれども、条例であれば、なお、もっと安定性があるかなという感じがしないでもないですけどね。

(木村委員) だから、必要と認める事項を濫用しなければいいですよ。

(稲垣会長) そうですね。

(木村委員) これを制限するという意見を、我々として盛り込むというのは一つあり得るでしょうけれどもね。

(稲垣会長) だから、その他というのがどうしても条文では必要だとすると、これについて附帯意見みたいなのがあればいいですかね。その「一つ事項を追加するときは、審議会の意見を聞かねばならない」とか。

(多賀谷委員) 「必要最小限」とかなんとかというふうな文言でいいんじゃないですかね。

(稲垣会長) ここを限定されるような言葉ですかね。

(木村委員) あと、むしろ前半の議論でありましたように、8ページの、これも恐らく規則で書くことなんでしょうけれども、避難支援団体の定義、これも規則で書いて、条件としては1と2しか上がっていないけれども、場合によっては3として、避難支援のための能力を備えると認められる団体とかね、そういう書き方をして、縛りかけるほうが安

全ではあるでしょうね。

(多賀谷委員)　そうですね。市のほうはそれ責任持たなきゃいけないね。十分な安全な大丈夫な信頼を置ける団体であるかどうかについて、市のほうとして自主的な判断をしなければいけない。万一、いいかげんな団体に情報を流した場合に、責任を、やっぱり市は負うということに、多分なると思います。協定があればいいというもんじゃないと思う。

(木村委員)　あと、9ページの協定も、言い出すと切りはないですけども、下から2番目の名簿の返還のところで、避難支援等行わなくなったときというだけではなくて、市長が必要と認めるときとか、そういうふうに書いておいたほうが幅は広がるんでしょうかね。恐らく最後の調整はされるんでしょうけれども、条例でやると、どうしてもその辺荒くなってしまうことはやむを得ないと思いますので、ぜひ慎重にやっていただくという意見を付記するくらいじゃないのかなという感じがしますけれども。

(稲垣会長)　ありがとうございました。

大体意見は出尽くしたくらいで、よろしいでしょうかね。

では、この案につきましては今のように、条例に、今おっしゃったような細かい部分は。条例にこういうふうにつけてほしいとい要望になるんですかね。

(木村委員)　条例自体に付記するわけではないんで、規則の内容について慎重に書いていただきたいとか、そういったものにならざるを得ないのかもしれないかもしれませんが。

(稲垣会長)　条例にどうのという議会に渡すからから、こういう意見があったということをお伝え願うということなんでしょうかね。条例に関しては。

(多賀谷委員)　そうですね。だから、同意のとり方とか、あるいは項目、提供される個人情報項目等についてというようなことについて。あとは、事務局のほうで案文をつくっていただいて、稲垣先生に見ていただくということでもいいんですかね。

(稲垣会長)　そういうことでよろしいですか。一応の答申案の基礎はあるわけですね。それを一応回していただいて。

(異議なし)

(高田政策法務課市政情報室長)　それでは、答申案のほうを、私のほうから説明させていただきます。諮問に対する意見でございますけれども、千葉市個人情報保護条例の趣旨に照らし、慎重に審議した結果、(仮称)避難行動要支援者名簿に関する条例は、適正なものであり、かつ提供先の個人情報の取り扱いに関し、必要な措置が講じられていると認められます。これにいろいろいただいた委員さんの意見を盛り込んで、事務局でつくった

上で、会長さんと御相談するという事です。

(稲垣会長) 基本的には、もうこれでよろしいということだけれども、今のような慎重な扱いをするというようなことを盛り込むと。それでよろしいですか。

(多賀谷委員) ただし、提供される個人情報の項目は、必要最小限のものにすることを心がけたいと。また、提供する自主防災組織等については、慎重な個人情報の取り扱いができる組織となることについて指導し、千葉市のほうとしても責任を持って指導し、選定したいとか、あるいはそんな判断をしてほしいとか、そのぐらいでしょうけど。

あと、何かありますでしょうかね。

(鶴澤委員) 同意のとり方ですか。

(多賀谷委員) そうですね。同意のとり方はどう書きますかね。

(稲垣会長) 同意のとり方は文言の書式ですから、手紙を出す文書の書式にわかりやすく、紛争が起きないように、大きな字で、出さなくもて載りますという、出さない場合載りますという、わかりやすく、大きく書いて出すとか、いろんな。それも工夫でしょうね。書いておいても誤解する人がいっぱいいますよね。

(高田政策法務課市政情報室長) 事務局のほうで案をつくらせていただいて、委員の皆様方にでき上がり次第お送りさせていただいた上で、そのように直したもので、できれば会長さんのほうに。

(稲垣会長) かなり微妙なので、一回、全委員の先生に、私だけじゃなくて、送られたほうがいいようですね。御意見を伺ったほうが。

(高田政策法務課市政情報室長) 案をつくりましたら御送付させていただきます。

(稲垣会長) そうですね。お願いします。

そういうことで、この諮問はよろしいでしょうか。

(異議なし)

(実施機関 退室)

3 報告事項 平成24年度における情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

(稲垣会長) 次の3、報告事項に入ります。平成24年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告書を議題とします。事務局からお願いします。

(政策法務課田中主査) それでは時間も押してまいりましたので、かいつまんで説明させていただきます。

右上に資料 3-1・3-2 とあります資料を使用させていただきますけれども、3-3 の冊子のほうも一部参照してまいります。

それでは、3-1 の 1 ページをご覧ください。

こちらは、千葉市公告第 393 号といたしまして、平成 25 年 6 月 28 日付で公告し、7 月 16 日発行の千葉市公報に掲載されたものでございます。この 1 段落目をご覧くださいと、情報公開条例第 30 条及び個人情報保護条例第 55 条の両制度の運用状況を公表することとされており、これを市長から公表した旨が書かれてございます。

内容につきましては、大きく三つに分けられます。

1 点目が、情報公開条例の施行の状況でございます。こちらは、1 ページから 3 ページ。2 点目は、個人情報保護条例の施行の状況、こちらは、3 ページから 6 ページ上段。最後に、3 点目としまして、当審議会の運営状況、こちらが 6 ページ下段に記載させていただきます。

では、2 ページにお戻りいただきまして、まず初めに、1 の情報公開条例の施行の状況という見出しのところでございます。こちらは (1) から (6) まで、六つに分けてまとめられております。

まず (1) は、開示請求の件数及びその処理状況でございます。

市の保有する公文書の開示を求める制度、これが公文書の開示制度ですけれども、これが昨年度どのくらいあったのかという表が、そちらの表でございます。

2 ページをお開きください。2 ページの上のほうに、前のページから続いております表がございます。この表の中の最終の行に合計欄がございます。その左から 2 列目をご覧ください。昨年度の公文書開示請求の件数が記載されております。合計 252 件でございました。前年度は 338 件ですので、約 90 件減ったということになります。

1 ページにお戻りいただきまして、その内訳を実施機関別に見てみますと、市長部局がほとんどでございます。全体の 9 割を占めておりまして、その中で多いのは、都市局が 68 件、区役所が合計しまして 55 件というような状況になっております。

具体的な請求内容については、ここには書かれてございませんけれども、住居表示台帳とか、解体工事届出書に関するものが、多くなっております。

表の一番上の処理件数と書かれた欄をご覧くださいと、開示請求に対する決定として、開示決定、部分開示決定、不開示決定の 3 種類の決定が記載されております。

たびたびすみません。2 ページにまたお戻りいただきまして、表の合計欄をご覧ください

きますと、この3種類の決定の件数が出ております。

左から3列目ですけれども、3種類の決定の合計は284件とあり、その内訳は、請求された文書を全て開示する開示決定が52件、不開示情報が入っていて、一部を黒塗りにして開示する部分開示決定が159件、そして、公文書に記載された全ての情報が不開示情報に当たるものが6件、また、請求された公文書が存在しないというものが28件、これらを合わせて34件が不開示決定となっております。

なお、請求後に取り下げられたものが39件ございます。これら全て合わせまして処理状況としましては284件となっております。

こちらの昨年度出ました252件の請求の内容につきましては、冊子3の27ページから43ページに記載されておりますので、お持ち帰りいただいて、ご覧いただきたいと存じます。

次に、2ページ中段にあります(2)をご覧ください。

不服申し立ての件数及びその処理状況というところでございます。

部分開示決定や不開示決定につきましては、不服申し立てがなされる場合がございます。その状況が、ここに書かれてございます。昨年度は、新たな申し立てが2件、また、継続の案件が8件ございました。

こうした不服申し立てがございまして、実施機関としては再度検討を行った上で、弁護士や大学教授等で構成される情報公開審査会へ諮問することが、条例で定められています。

その審査会の運営状況が、その下の(3)のところでございます。昨年度は10回開催されて、ウの処理状況ですけれども、答申が8件、審議中が1件、取り下げが1件ということでした。

次に、2ページの下から3行目(4)附属機関の会議の公開に関する状況というところでございます。

附属機関というのは、法律や条例に基づいて設けられた審査や調査、計画策定などを行う審議会や委員会などの機関のことをいいます。当審議会も附属機関に該当いたします。

こういった附属機関につきまして、アのところですが、会議の原則公開を定める情報公開条例第25条の対象となる附属機関が、千葉市には全部で182機関ございますということでございます。この中には、当審議会も入ってございます。

その下のイとしまして、その182の機関で、全部または一部を公開した会議の回数が187回ということでございます。

ウでは、182の機関のうち、会議を性質上、原則非公開としなければならない会議が48機関あるということでございます。

そして、エでございますが、この48機関以外の会議の公開を前提とする附属機関であっても、議題の性格上、非公開としたものがございます。これが5件ございましたということでございます。

これらの詳しい状況につきましては、資料3-3の冊子のほうの60ページ以降に掲載しておりますので、お持ち帰りになって、ご覧いただきたいと存じます。

次に、3ページ(5)指定管理者の文書開示申出の件数及びその処理状況でございます。こちらにつきましては、昨年度はございませんでした。

続きまして、(6)出資等法人、いわゆる外郭団体に対する文書開示申し出の件数及びその処理状況ですけれども、こちらは、昨年度は、社会福祉協議会と、みどりの協会の二つの法人に対して、3件の申し出がございました。この3件につきましては、全部開示決定が1件、部分開示決定が2件という状況でございます。

以上が情報公開の関係でございます

次に、2番目としまして、個人情報保護条例の施行の状況につきまして、ご説明申し上げます。こちらは(1)から(9)まで、九つに分けてまとめております。

まず、(1)ですが、個人情報取り扱い事務の届け出状況でございます。

個人情報を取り扱う事務を開始・変更・廃止する場合には、一定の事項を市長に届け出るという規定が、個人情報保護条例第6条にございます。その届け出に関する昨年度の状況を表にしたものが3ページから4ページにかけて載せてございます。

4ページをお開きいただけますでしょうか。合計の欄がございます。

新たに開始したものが70件、変更したものが167件、廃止したものが34件、合計271件の届け出がなされまして、この結果、平成24年度末現在では、1,794件の個人情報取扱事務が、千葉市において存在するということが記載されております。

続きまして、4ページの(2)をご覧ください。個人情報開示請求の件数及びその処理状況でございます。

表の一番下の合計欄をご覧ください。昨年度は、75件の個人情報の開示請求がございました。内訳としましては、区役所が最も多く、34件となっております。

処理内容につきましては、開示決定が36件、部分開示決定が26件、不開示決定が不存在と全部不開示情報と合わせまして26件、これに取り下げの7件を合わせまして95

件ということとなります。

続きまして、4ページの下から2行目の(3)訂正請求の件数及び処理状況でございます。これについては、次の5ページの上段の表をご覧ください。2件の請求に対し、請求された情報全てを訂正しないとすする不訂正決定というものが1件、一部のみを訂正する部分訂正決定というものが1件という状況でございます。

その下の利用停止請求でございますが、こちらについてはございませんでした。

次に(5)不服申し立ての件数及びその処理状況でございますが、昨年度におきましては、新たな不服申し立てが2件、継続の案件が2件という状況でございます。

こうした不服申し立てがなされますと、情報公開と同様、審査会のほうへ諮問することが条例で定められております。

その個人情報保護審査会の運営状況が、下の(6)のところでございます。

昨年度は、審査会が8回開催され、処理状況につきましては、ウのところ、答申が2件、審議中が2件ということでございます。

続きまして、(7)簡易な手続による開示の実施状況でございます。

こちらは、あらかじめ定められた個人情報につきまして、口頭による開示請求ができるという仕組みで、個人情報保護条例第26条で規定されているものでございます。

その実施状況が、5ページから6ページにかけての表でございます。具体的には、市職員の採用試験の試験結果や、市立高校・中学校の入試の結果について、簡易な手続でご覧いただいた実績が、記載されております。

続きまして、6ページの(8)の指定管理者の個人情報開示申し出の件数及びその処理状況でございますが、女性センターを管理しております千葉市文化振興財団に対しまして、2件の開示申し出があり、2件とも部分開示を行っている旨が、表に記載されてございます。

次に(9)出資等法人への個人情報開示申し出ですけれども、こちらはございませんでした。

最後に3番といたしまして、当審議会の運営状況でございますが、昨年度は1回開催しまして、条例10条2項に基づく諮問、これは消防指令センターに対する災害時要援護者の名簿の提供でございます。こちらと、本審議会設置条例2条10号の規定に基づく諮問、こちらは死者の個人情報の取り扱いに関する基準というものです。こちらについて諮問がなされ、それぞれの諮問に対して当審議会から答申が出されたところでございます。

続きまして、こちらの3-1のペーパーには記載されておりましたが、個人情報の漏えい等の事案につきまして、資料3-3の冊子のほうで御報告させていただきたいと存じます。

117ページをお開きください。

(4) 個人情報の漏えい、滅失、棄損等の事案の状況というところでございます。

まず表の24ですけれども、昨年度におきましても、残念ながらこういった案件が8件ございました。この8件が、どういうものかというものが、表の25に出ております。誤送信・誤送付が5件、誤交付が1件、紛失が2件という状況でございます。

これらについての対応状況は、次のページの表27をご覧ください。本人等への情報提供や情報の回収・削除がなされたほか、再発防止策も講じられているところでございます。

一番最後に、資料3-2という1枚のペーパーをご覧ください。存じます。

こちらは、個人情報の目的外提供の利用・提供の報告でございます。個人情報の目的外の利用・提供を行った場合、審議会に報告しなければならないとされているもので、本審議会から平成18年に出された答申2号を根拠とする提供でございます。

ご覧のとおり、昨年度は、弁護士法に基づく提供が5件ありまして、2件が保健所総務課から、2件が中央消防署予防課から、1件が稲毛消防署予防課からございました。

以上、大変駆け足でございましたが、昨年度の運用状況の報告のご説明を終わらせていただきたいと思います。

(稲垣会長) ありがとうございます。今の御説明、何かお聞きしたいことありますか。特にご質問ありませんか。

(多賀谷委員) 今のじゃなくて、さっきの話ですけれども、よろしいですか。

(稲垣会長) 終わってしまっ、一応いろいろ聞いて。

(多賀谷委員) 一応ちょっと考えていたのは、なかなか難しいんですよ、同意のところが。私、今考えたのは、「要支援者の意思確認(同意、もしくは拒否について)は、制度の趣旨への理解が図られるように努め、自ら避難する能力のある者を除いて、提供の安易な拒否が拡大しないように努められたい」ということ。変ですかね。

(稲垣会長) 安易な拒否にならないようにということ。

(多賀谷委員) そうそう。だから、後で、木村委員もいなくなっちゃったんで、後でメールで。

(稲垣会長) 確かに、マル、バツみたいだと、簡単というか、やり方もいろいろあるで

しょうね。

(多賀谷委員) そうなんですよね。だから、一応制度の趣旨を説得して、それでもどうしてもノーと言うのならしょうがないけれども、一応同意を得るように努めてほしいと。

(稲垣会長) 今のお話は、説得というか、もう一方的に郵便で送っちゃうんですよね、あの条例は。

(平賀総務局長) 今のはそうです。

(稲垣会長) もともとの原則はね。

今、多賀谷さんのお話だと、むしろ断ってきた人に対してもう一回アプローチするかという問題なの。

(多賀谷委員) そういうことですね。

(稲垣会長) そこまでは。

(多賀谷委員) だから、断った人がかなりの人数になった場合にどうするかという話です。

(平賀総務局長) これは、今年条例を制定した横浜市も、神戸市も、実はまだ具体的に動いてないんです。それはやっぱりそこは難しいんですね。例えば私も各区役所に地域振興課という課がございまして、そこがメインで動いてはいるんですけども、なかなかそれがうまく動かない。地元で温度差が相当ありますから。美浜区では随分熱心にやっていただいているんですけども、その辺の差があって、なかなかうまくいってない。

さっきの2市もいろいろな状況があるようで、横浜市も、まだ具体的にそこまで行かないんですね。その辺、お互いに詰めをしている段階です。

(多賀谷委員) だから、端に郵送だったら、大量にノーというのが出てくるんじゃないかという気がします。そこはちょっとやっぱり工夫をしてほしいという趣旨で。

(平賀総務局長) わかりました。条例をつくってから、実際に公布しても、そこまで時間も、ある程度とらなきゃならないでしょうし、これはかなり大変なことに。

(稲垣会長) 郵送する文章の工夫ですよ、確かにね。

(平賀総務局長) そうですね。横浜市が、まだそこを何もしてないというのは、やっぱり相当苦慮しているんだろうと思うんですが、具体的にどうするのかということは、困っているようです。

(多賀谷委員) 個別対応は大変だけれども、清水委員がおっしゃったお話、本当は、大変でしょうけれども、要するに、公的機関以外に自分の情報をどこに提供していいかとい

うことを選ばせるための一つの手かもしれないですね、恐らくね。要するに、町内会オーケー、バツとか、そうすると、ちゃんとした町内会だとマルをつけるだろうと思うんです。なかなか難しい、けど。いろいろ汗かいて、苦労してくださいという。

(平賀総務局長) なかなか難しいですね。

(多賀谷委員) だから、多分、町内会がそういう体制をちゃんとつくって行って、そして、その中で、ああ、大丈夫だ、安心して預けられるということに多分なると思うんですね。いきなりぱっと郵送したら、みんな、あんな町内会は信用できないって、バツつけるに決まっている。

(清水委員) 身近にそういう組織というそういう動きがあって、そういう話があるといいんですけど。先にその話が来てということになると、やはり。

(多賀谷委員) そうです。

(平賀総務局長) それはおっしゃるとおりです。

(多賀谷委員) 要するに、制度の趣旨の理解を図られるように努め、あるいは自主防災組織と。

(稲垣会長) その整備と、両輪ですよ。町内会だってどんどん組織化していかないと。

(清水委員) 町内会とかは違う組織じゃないとやっていけないような、こういうものだけに特化したような、何か。

(平賀総務局長) 自治会においては、多くの自治会に、もうその中に一つの自治会の中に複数でき上がっているんです。いわゆる自主防災組織が。あと、避難所運営委員会、最近つくってやっていますけれども、そういったものは、町内会の中に、また一つ別の組織して存在するところもあるんですよ。それは、こちらからこうしてくれとお話ししても、なかなかうまくいかないところがあって、これはどこの自治体も苦慮しているんです。

(多賀谷委員) お祭りのための町内会もあり得るし、そこに渡すわけにはいかないでしょうからね。

(平賀総務局長) 私どもからも、先ほど協定を結ぶ前に、例えば台帳をどう管理するかとか、そういったことは当然指導しながら、ある程度、相手に具体的な回答を求めながらやっていく必要があると、それは思っているんです。

けど、あんまり言いますと、そもそもあんまり積極的になってくれない状況が今ある中で、言えば言うほど、みんな怖がってしまうと。どうも個人情報の保護というのは難しいらしくて、手を出したくない。うちの自治会でも絶対やりたくないとかですね。むしろ、

そのほうが多くて、今、自治会の名簿すらつくらないという自治会がふえ始めている。

(多賀谷委員) それはそうですね。でも、あと5年、10年のうちに、背に腹は変えられなくなりますからね。その中でやらざるを得ないですね。それは、要するに、待ちつつ、しかし、体制は整備しつつというふうにせざるを得ないでしょうね。マンションなんて放っておいてもいい。助けを求めてくるまで待っていればいいんでしょうけどね、恐らくね。

だから、要するにマンションなんて、それこそ稲毛とか、そういうところ、まだ若い人が入ってくるところは、そんなところは放っておけばいいんですからね。

(國松委員) そうだね。

(稲垣会長) 自治会は高齢化してしましてね。

(多賀谷委員) 高洲とかああいうところは高齢化している。

(稲垣会長) うちのところでも、会長が81歳、みんな代表やる人がいない。もう80を超えたからかわってくれといっても、誰もかわらない。毎年持ち上がって、もう82ぐらいの人が・・・

(多賀谷委員) 町内会自体がそこ、ほとんど機能していないわけですね。

(稲垣会長) 防災組織なんかつくっても、やっている人が80歳ぐらいで同じ。人を担げるような人はいないわけですね。

(清水委員) 実情、そうですよね。本当に。

(國松委員) 年々そうなるよな。

(稲垣会長) 結局、肩貸したりするというのは若手じゃないと、できないですよな。地震で揺れている最中に。

(多賀谷委員) 無理と思うな、確かに。

(稲垣会長) もう町内会、40、50でやっている人はいないんだもんね。

(多賀谷委員) これは、千葉市の場合も、やっぱり消防団もそれほどいないですね。

(平賀総務局長) そうだね、消防団も少ないですね。実際、高齢化している。

(稲垣会長) 防災組織をつくれといったら、町内会の中に防災委員会をつくるんだけど、それもまた年寄りがやっているから、結局。担げるような人はいないですから。難しいところですね。

(平賀総務局長) ただ、最近、防災リーダーの講習会というのもやっけていまして、結構、定員を何倍も上回るような方が、結構参加していただいております。

(多賀谷委員) 高齢者ですが。

(平賀総務局長) いや、結構50代ぐらいの方。参加してくれる方もいらっしゃるんですよ。私どももできるだけ、これから女性にもそういう理解をしていただいて。

(多賀谷委員) 女性もいいですし、それから、町内会にサラリーマンが60ぐらいで定年退官している人が大量にいるはずですけどもね。

(稲垣会長) それを取り込もうとするんだけど、なかなか60代の人に来ないんですよ、自治会には。いるんなら、60を超えた人はいっぱいいるんじゃないのと言うんだけど、それでもやっぱり働いたりしていますから。

(平賀総務局長) きっかけがないんでしょうね。

(多賀谷委員) 働きに行っていることもあるけれども、やっぱり地元にはいなかった人だから、なかなか自治会に入れられないんだよ。これを機に、自治会とは別な組織につくることになるのかもとれない、そろそろね。

(平賀総務局長) そうですね。それはそうです。

(稲垣会長) 話は戻りましたが、今の報告自体は別に、特に質問自体はないですので、そのとおりということで。

(異議なし)

4 その他

(稲垣会長) その他で何かございますか。

(高田政策法務課市政情報室長) 本日の会議の議事録の確定方法でございますけれども、これから、事務局ほうで議事録の案を作成させていただいた上で、委員の皆様へお送りをしたしまして御意見を頂戴いたします。いただいた御意見をもとに修正案を作成いたしますけれども、その確定につきましては、稲垣会長さんのほうに御一任をいただければと存じますので、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

(稲垣会長) 結構です。今のとおりで、出させていただきます。

では、これで全て終わりでよろしいですかね。

以上をもちまして、第12回千葉市情報公開個人情報審議会を終了いたします。

(平賀総務局長) どうも本日は長い間、慎重審議をいただきまして、大変ありがとうございました。いただきました御意見を参考に、今後の個人情報保護施策を進めてまいりたいと思っております、どうぞ、また今後もよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(稲垣会長) お疲れさまでした。ありがとうございました。

——了——